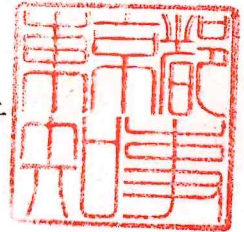




7 東 消 防 消 第 4 2 7 号
令 和 7 年 6 月 2 3 日

葛飾区消防団運営委員会
委員長 青 木 克 徳 様

東京都知事 小池百合子



特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

別紙

1 諮問事項

「切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策について」

2 趣旨

令和6年元日に発生した能登半島地震では輪島市での大規模火災など17件の火災が発生し、消防団は自ら被災しながらも地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや消火活動など懸命な活動を展開されました。

首都直下地震では600件を超える火災が発生すると想定されており、地域住民の安全安心を守るには、消防署隊との連携した訓練や活動はもちろん、消防団が主体的に実戦的な訓練を推進し、災害時に確実かつ効果的な活動を展開していくことが重要であり、地域の被害を軽減するためには、消防団の存在が必要不可欠です。

その実現に向けては、地域社会の多様化に対応するために様々な主体との連携や取組に関する検討を進めるとともに、消防団の災害活動力を継続的に高めることが重要であり、併せて消防団員の負担軽減にも配慮した取組が求められます。

これらを踏まえ、切迫する首都直下地震などの大規模災害に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力を継続的に強化していくための方策について諮問するものです。

3 審議期間

令和7年7月から令和9年3月まで

4 答申期日

令和9年3月31日